



平成 29 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社  
代 表 者 取締役社長 豊田 章男  
(コード番号 7203 全国証券取引所)  
お問合せ先 経 理 部 長 近 健 太  
( T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1 )

タカタ株式会社の民事再生申立て等に伴う債権の取立不能等のおそれに関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社（以下「トヨタ」という。）の取引先であるタカタ株式会社等並びに TK Holdings Inc.（米国）等（以下「タカタ社等」という。）は、平成 29 年 6 月 26 日（日本）又は平成 29 年 6 月 25 日（米国）に、それぞれ、民事再生手続開始の申立て、米国連邦倒産法第 11 章（Chapter 11）手続の申請（以下、併せて「民事再生申立て等」という。）を行いました。

トヨタは、タカタ社等を含むタカタ株式会社グループ（以下「相手方」という。）が製造したエアバッグについて、現在、リコール作業を進めており、これに関連して相手方に対して求償債権等が生じたほか、今後こうした求償債権等が生じることが見込まれています。

こうしたトヨタの相手方に対する求償債権等について、タカタ社等の民事再生申立て等に伴い、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

トヨタは、お客様の安全・安心を最優先とした対応をとるため、相手方から今後も安定的に部品供給を受けるべく、最大限の努力を行う所存です。

記

1. 相手方に対する債権の種類及び金額

リコール費用（既届出分）に係る求償債権等 5,700 億円

(注1) この求償債権には、既にリコール作業を実施したトヨタ製車両に係るものだけでなく、今後、既にリコールの届出を行ったトヨタ製車両を対象としてリコール作業を実施した場合に将来有することとなる求償債権の見込額が含まれています。したがって、上記求償債権の金額は、相手方に対し実際に有することとなる求償債権の金額とは一致しない可能性があります。

(注2) これらの債権のほか、将来において別途リコールの届出を行うなどの場合には、相手方に対して別途求償債権等を有することとなる可能性があります。当該求償債権等に関して公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示します。

2. 今後の見通し

上記、リコール費用（既届出分）等については、既に引当済みのため、業績への影響は軽微です。

以 上